

令和3年度 第4回

京都市情報公開・個人情報保護審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和4年1月21日（金） 午前10時～12時15分
- 2 場 所 職員会館かもがわ 中会議室
- 3 出席委員 山田会長，渡辺副会長，飯田委員，渋谷委員，鈴木委員，長沢委員，宮村委員，
結城委員
欠席委員 小林委員，多田委員，松塚委員

4 審議事項

京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第3項の規定に係る個人情報取扱事務及び条例第10条第1項ただし書又は第2項の規定に係る電子計算機処理事務（一部の事務においては、条例第11条ただし書の規定に係る個人情報取扱事務を含む。）

(1) 京都市浄化槽台帳システムの導入

（環境政策局環境企画部環境指導課）

主管課から説明を受けた後，承認した。

（主な発言内容）「○：委員，→：主管課，⇒：事務局」以下同じ。

- 新システム稼働時に，現在の台帳データは全て移行されるのか。
→ そのとおりである。
- 今回の審議事項は，環境省が作成したシステムを新たに導入することと，保守点検業者等から情報を収集することの2点か。
→ 前者のみである。
- 京都市の浄化槽の件数はどれくらいか。徐々に減っているとの認識でよいか。
→ 約3,000件あり，過去5年間はほぼ横ばいで推移している。
- 台帳のデータはきちんとアップデートされているのか。中には内容の変更が放置されている浄化槽があるのか。
→ 浄化槽法に基づき，設置者や管理者から提出された各種届出の内容をもとに台帳を作成している。実際のところ，台帳の中には浄化槽の使用を廃止していても適切な届出がなされていないものもある。
- 今後は業者等からの情報収集によって，放置された浄化槽を見つけていくということか。
→ そのような狙いで新たに情報収集するものである。

(2) 生活保護受給情報等を活用した債権放棄に関する事務

(行財政局管財契約部資産管理課)

主管課から説明を受けた後、承認した。

(主な発言内容)

- 貸付時点で、生活保護受給者であることは調査しないのか。通常、貸付時にしっかり審査するものであり、非強制徴収債権の貸付時の手続を見直す必要はないか。
- 各債権所管課の貸付要件や情報収集について、当課では把握していないが、各貸付は条例等に定められた趣旨や手続によって行われているものである。
本事務は、貸付時に生活保護を受給していなかった債務者の債権放棄を進めていくことが狙いである。当初は貸付要件を満たしていたものの、その後生活困窮に陥る場合もあり、債務者の負担を少しでも減らし、自立を支援することが債権放棄の趣旨である。
- 生活保護受給情報に加えて、障害や病気の有無まで照会する意図は何か。
- 高齢（65歳以上）という要件は生年月日から確認できるが、65歳未満の稼働年齢層に対しては、障害や病気の有無が、今後資力の回復が困難であることを見込む判断材料になる。
- 「生活保護法の適用を受け、又はこれに準じる状態」と規定されているが、実際は生活保護受給の事実が最低限の要件となるのか。
- 債権管理条例第7条第1項第4号の対象者は、ほとんどが生活保護法の適用を受けている者である。
- 債権の時効期間が満了すると、当該債権は債権放棄と同じような取扱いになるのか。満了後も、京都市は債務者に返済を求めることができるのか。
- 自治体の債権は、公債権と私債権がある。前者は、消滅時効期間が過ぎると法的に債権が消滅するので、会計上の不納欠損を行うこととなる。一方、後者は、民法上、債務者が時効を援用しない限り債権は消滅せず、本市は返済の請求ができる。
消滅時効期間が過ぎた私債権で、所在不明等で債務者から消滅時効の援用の意思確認ができない場合は、条例第7条第1項第6号に基づき債権放棄を行っている。
なお、生活保護費返還金徴収金などは条例第7条第1項第4号の対象とはならない。
- 所在不明の債務者本人は、債権放棄されたことを知り得ないということか。
- 本市が条例第7条第1項第4号により債権放棄をした場合、原則、債権所管課から住民基本台帳に登録された住所に通知書を送付している。
- この場合の通知に関して審議票では触れられていないのは、通常債権放棄業務の事務だからか。
- そのとおりである。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成事務

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)

主管課から説明を受けた後、一部異議があったものの、承認した。

なお、承認するに当たり、「基本情報名簿」が地域包括支援センター及び民生児童委員協議会に提供されることについては、以下の2点に留意すべきであるとの意見を付した。

- ・ 「基本情報名簿」の利用範囲については、災害時に備えるためであって、平常時の見守りに用いることや拒否の意思を翻意させることではないことを明確にすること。
- ・ 避難行動要支援者名簿の対象者に対して平常時の名簿の提供に係る意思確認を行う際には、「条例名簿」に登載するか否かについて意思確認するものであり、これを拒否した場合であっても「基本情報名簿」を地域包括支援センター等に提供することを拒否するものではないことを丁寧に説明すること。

(主な発言内容)

- 見守り活動や災害時の支援のために、地域の団体に対して平常時から名簿を提供することについて、同意も拒否もしていない方を条例名簿に登載することは構わない。しかし、拒否の意思表示をした方を基本情報名簿に登載して外部に出す必要はあるのか。支援が要らないことを明確に示している方の情報を地域の団体になぜ提供するのか。
 - 避難行動要支援者名簿は、対象者の同意・不同意の意思に関わらず作成するものであり、災害が発生した際は安否確認を行うために、各区役所から避難所運営協議会等に提供する。しかし、災害発生後直ちに提供できるものではないため、地域の団体に対して、条例名簿又は同意者名簿を平常時から提供することとしている。基本情報名簿は、その地域が災害時において条例名簿への登載を拒否した方の情報を何も知らない、という状況をなくすために提供するものである。
- 拒否した方の情報を市役所の組織が内部で持っていることは構わないが、基本情報名簿の地域への提供は人権侵害である。
 - 本市と委託関係にある地域包括支援センター及び非常勤の特別職の公務員の立場にある民生児童委員はそれぞれ守秘義務が課されている。また、この2つの機関に対しては、これまでから避難行動要支援者名簿の対象者全員についての基本情報が記載された名簿は提供している。
- 個人情報一度流出したら回収できないにもかかわらず、本件事務を規定する条例には罰則がない。
 - 平常時から基本情報名簿を使って何らかの活動をするのではない。本事務については条例で規定しており、制度について市民へお知らせする中で、拒否の意思表示をした場合であっても地域包括支援センター及び民生児童委員協議会には基本情報が提供されることをしっかり周知する。
 - ⇒ 当審議会の役割は審議会条例に定められており、「個人情報保護条例によりその権限に属された事項」を審議するものである。本件では電子計算機による処理が審議対象となる。どのような名簿を作成するか、名簿をどのように利用するかといったことは既に条例で定められており、これ自体の適否については審議対象ではない。本市の個人情報取扱事務に対して各委員から幅広いご意見はいただきたいが、名簿を作成する手段として電算処理が適切であるかということが当審議会としての本件の審議対象である。
- 電算処理を行った結果、作成したものが適切に取り扱われているのか、入口だけ考えるのではなく、結果としてどういうことが起こり得るかまで考えないと審議できないのではないかと。
- 審議票別紙4の京都市の枠の中で、各名簿を作成するところまでは委員の中で異議はないと思う。点線で示された、基本情報名簿が外部に出ていくことについては、意見を言うことはできるが、審議会として名簿の作成をしてはいけないとまではいえないということである。
- オプトアウトの範囲については、条例名簿に全情報が載ることを拒否できるものであり、基本情報の提供に関しては拒否できないということだが、そこまで条例で規定されているのか。
 - 条例では、基本情報名簿を地域包括支援センターと民生児童委員協議会に提供することは、

明記されている。

- 何も意思表示がない人を条例名簿に登載するというみなし規定の根拠がどこまであるのか。行政の立場としては、災害支援という公益性の高い活動をするという観点から条例でみなし規定を置いているということか。地域の団体は、そもそも当該団体のサービスを提供する範囲で基本情報名簿に記載されている氏名、住所、生年月日といった情報を保有しているのか。
 - 各団体の性格によるため、一律には言えない。地域包括支援センターであれば所管地域の高齢者の情報は当然持っている。民生児童委員協議会や社会福祉協議会であれば地域の繋がりの中ですでに取得していることもある。
- 各団体で保有している個人情報にばらつきがあるから、今回、基本情報名簿の共有で漏れをなくすということか。
 - 基本情報名簿は全ての地域団体に提供するものではなく、地域包括支援センターと民生児童委員協議会のみを提供するものである。また、平常時に、拒否の意思表示を翻意させるような積極的な活動をするためのものではない。
- 基本情報名簿の提供に相当の理由があると判断しているのは、この名簿があくまでも基本情報しか記載されていないものであり、地域の繋がりの中では当然に知り得ているだろうというところでセンシティブ性が低く、また、災害支援のために提供するという公益性が確保されているとの理解でよいか。
 - 要介護度や障害の内容といったセンシティブ情報は省いた名簿であり、災害時に備えるためということで公益性があると判断している。
- 災害時を含め、どんな時も一切の助けが不要である意思表示する方も含まれると思うが、平常時の見守り活動についてはいらないと考えて拒否の意思表示をする方もいる。その区分けはできているのか。前者の場合、地域の団体が基本情報を持っていることで災害時の当人への援助の可能性が出てくること自体が危惧される一方、公益性の観点からそのような拒否の意思は尊重しないという前提に立つことも可能であると考え。本人が了解できていないような意思確認になっていないかは心配である。
- 実際の意思確認の手続ではどのような説明をするのか。
- 基本情報名簿に登載されることは、何らかの要支援事由に該当していることが他者に知られることになる。基本情報名簿にセンシティブ情報自体は含まれていないものの、基本情報名簿に登載されていること自体が包括的にセンシティブ情報にならないか。本人への意思確認において、どの部分に対する拒否なのかを明確にすべきである。
 - 一切助けが要らないと意思表示した人に対しても、災害時に行政は助けなくていいということにはならない。拒否の理由は様々であるが、一つ一つの拒否の理由までを確認するものではない。
- 何を拒否できるのか明記されている必要がある。基本情報名簿は災害時にしか利用しないが、災害発生後の提供では間に合わないため、あらかじめ平常時に提供しておくということが難しいところである。
- 災害対策基本法には基本情報名簿に関する内容は規定されていないのか。
 - 平常時の名簿提供について、条例に特別の定めがあれば本人の同意を要しないとだけ規定されている。
- 基本情報名簿の利用が災害時に限定されることが担保できるなら、本件は法令等に定められている事務として、審議会は認めざるを得ない。

- 事務局の説明や法律の制定趣旨を勘案すると、審議会では本件の事務を認めないことはできないが、所管課においては委員の意見も考慮し、①基本情報名簿の利用は、災害時に備えるためであって、平常時の見守りや拒否の意思を翻意させるためではないことを明確にすること、②平常時の名簿の提供に係る意思確認を行う際には、条例名簿への登載を拒否した場合であっても基本情報名簿の提供を拒否するものではないことを丁寧に説明すること、の2点に留意して事務を進めていただきたい。

- (4) 新型コロナウイルス感染症対策業務におけるマクロ機能を活用した患者等情報処理事務
(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)
主管課から説明を受けた後、承認した。

(主な発言内容)

- 承認後直ちに実施することだが、既にシステムはでき上がっているのか。
→ マクロ機能の準備はできている。

- 濃厚接触者の特定について、患者が自ら濃厚接触者に連絡をする取扱いに切り替わったと聞いたが、本事務と何か関わりがあるのか。
→ 通常は、保健所から患者に架電し、発症から2日前までを遡って行動歴を確認することで、濃厚接触者の特定をし、当該濃厚接触者に対しても保健所から連絡をしている。しかし、濃厚接触者が同居の家族であれば連絡はつきやすいが、友人等はなかなか連絡がつかないことも多く、また、患者が濃厚接触者のLINEのIDしか知らないといった、連絡手段が限られる場合もある。
そこで、第5波から逼迫時には、患者から濃厚接触者に該当する友人等に連絡し、その後、濃厚接触者から検査の申込みを行うという取扱いとしている。
患者によっては濃厚接触者が多数存在することもあるので、これまで電話で聞き取っていた個人情報、今後は京都市ホームページの入力フォームに自ら入力してもらうことで事務の効率化を図りたい。

- マクロ処理に使う端末は1台だけか。庁内ネットワークに接続された複数の端末から文書保管サーバにあるExcelファイルを開いて使用する場合、審議票は「オフライン処理」との記載でよいのか。
→ 担当者を決め、複数台で使用する。
⇒ 複数の端末がファイルを共有しているため、「オンライン処理」である。

- これまでも複数の職員が自己のイントラ端末を使用して庁内ネットワークにある文書保管サーバ上でExcelファイルを処理・保存していたと思うが、今回は処理の一部をマクロで自動化しただけで、保存情報は特段増えていないということか。
→ そのとおりである。増える情報は入力フォームからの受信メールだけである。

(5) 学校園及び事務局が取り扱う電子情報のクラウド管理事務

(教育委員会事務局総務部学校事務支援室)

主管課から説明を受けた後、承認した。

(主な発言内容)

- 教職員が担当児童生徒の情報を見ることについて、校務用端末は問題ないが、私的端末はリスクがあると思う。私的端末から校務情報は見られないことになっているが、学習情報についても校務用端末を必ず持って帰れば私的端末を使用する必要はないのではないか。
- 私的端末からの校務情報へのアクセスを制御することで、教材や学校だよりなど、軽易かつ個人情報が含まれない情報については私的端末からのアクセスを認めて良いと考えている。ただし、今後、教職員が自宅に持ち帰ることができる校務用端末の配備を進めることで、基本的には校務用端末で業務ができるようにしていく。

- 学習情報のクラウド化に係る以前の審議では、フォルダごとにアクセス権限を設定することになっていたと思うが、今回はどうなのか。ラベルは学習情報と校務情報の2種類だけか。
- 御指摘のとおりフォルダによる管理も行い、そこに加えてラベルによるアクセス制限も行う。ラベルの種類については検討中であり、場合によっては3種類以上になる可能性もある。
- ラベルの種類を増やし過ぎると煩雑になる。ラベルの管理についてはマニュアル等を作成し、十分気をつけて運用するようにすべきである。個人情報の事故が発生する原因は、人為的ミスがほとんどである。
- 校務用端末で作成したファイルには自動的に校務情報ラベルが設定され、学習情報ラベルへの変更やラベルを剥がす場合は、理由を付したうえでないと変更できないようにする。また、マニュアルの作成、研修の実施等により、人為的ミスが生じないよう教職員に周知していく。

- 校務情報が不要になるのはどのような場合か。
- 法令に定められた文書の保存年限が経過したときである。
- 例えば、健康情報は児童生徒ごとにまとめられているのか。健康情報は小学校1年生から通して見ることに意味があるのではないか。
- 学校側で児童生徒の情報を収集する場合、その当時の学年のものとして集めた情報は学年ごとに保管されている。児童生徒自身が作った作品や成績は、同じアカウントを使用し最大9年間は自身で見ることができる。
なお、指導要録は20年保存として残されるため、情報としては削除されず、児童生徒の成長の経緯を見ることができる。

- 全てクラウドに移行して、現行のDCサーバは廃止するのか。
- 審議票に記載の事務を一度に移行するものではなく、DCサーバも残る。クラウドは容量が大きく安全性が高いため、将来的にはDCサーバがなくなる可能性はあるが、当分の間は併用していく。
- クラウドとDCサーバを併用することで、教員は困らないか。
- クラウドを利用することで効率化できる事務を事務局から提示していく。その中で学校がクラウド化を採用する事務を決めていくため、学校の中でクラウド化する事務の範囲は明確になると考える。
- ログ記録によって誰が操作したかは記録されると思うが、クラウドの情報を誤って削除した場合、削除前の状態に戻すことはできるのか。例えば、ある教員が自身に都合の悪いアンケート

トを削除してもデータは復元できるか。

→ 一定期間は戻すことが可能である。

○ 他都市であまり進んでいないところ、京都市は大きいことをするため心配だが、現行の取組で何か問題は生じていないか。

→ 今年度から全国で一斉にGIGAスクール構想が始まった。他都市ではチャットのやり取りの中でいじめが起きたと報道されていたが、本市では児童生徒同士のチャットグループの作成をシステム上制限しており、児童生徒のチャットは、必ず教員の目が届く場所で行われる。今後とも、教員も含め、使い方や情報モラル、情報リテラシーに関する指導をして、トラブルが生じないように事務を進める。

5 報告事項

(1) 制度部会の開催状況等

令和3年12月21日に開催した第2回制度部会の概要について、事務局から報告を受けた。また、第3回制度部会は、令和4年3月3日に開催予定である旨の報告があった。これらに関する意見は特になかった。

(2) 令和3年度 個人情報取扱事務の開始等の状況

事務局から資料に基づき説明を受けた。これに関する意見は特になかった。

6 その他

今後の予定について、以下の3点を共有した。

(1) 委員の改選について

3月末で各委員の任期が満了するため、事務局において改選手続を進めること。

(2) 令和4年4月に書面審議を行うことについて

引き続き、制度部会を開催する必要があるため、4月に書面による審議会を開催し、会長・副会長の選任、部会の設置（継続）、部会委員・部会長の指名等の手続を行う予定であること。

(3) 令和4年6月の審議会について

次の会議形式による審議会は、令和4年6月頃の開催を予定していること。